

幼保連携型認定こども園
学校法人福寿学園 きぼうのこどもえん 重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	学校法人 福寿学園
代表者の氏名	理事長 竹腰正見
法人の所在地	愛知県あま市七宝町安松 8 丁目 9 2 番地
法人電話番号	052-444-4850

2. 施設の概要

敷地面積	1117.52 m ²
建物	鉄筋 A L C 造 3 階建 延床面積 1169.93 m ²
施設の内容	・保育室（2-5 歳児室） ・乳児室 ・職員室 ・会議室 ・ランチルーム ・遊戯室 ・屋外運動場 ・調乳室 ・検収室 ・収納備蓄倉庫 ・沐浴室 ・調理室 ・多目的室（乳児等通園支援室（内 19.74 m²））
設備の内容	全館冷暖房、乳児室床暖房

3. 事業の目的

事業の目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という）に基づき、小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適度な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対して子育ての支援を行うことを目的とします。
運営方針	1. 「学校法人福寿学園」の理念に基づき、就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。 (1)遊びを通して総合的に学ぶ環境の中で、子どもたち一人ひとりが乳幼児期にふさわしい生活を送り、人格形成の基礎を培います。 (2)同年齢や異年齢の子ども等、多様な人との関わりを通じて、他者と関わる楽しさやお互いを尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培います。 2. 子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。 (1)かけがえのない子どもの姿をありのままに受け止め、子ども一人ひとりの発達に即した関わり大切さを保護者と共に考えながら、子育ての喜びが実感できる支援を行います。

4. (1) 幼保連携型認定こども園の概要

名称	きぼうのこどもえん
所在地	愛知県名古屋市中区中小田井3丁目173
電話番号 (きぼうのこどもえん)	TEL: 052-908-0012 FAX: 052-908-0013
法人設立年月日	昭和60年4月9日
事業認可年月日	令和4年4月1日
園長氏名	日下部 陽子
職員数	園長1名(常勤)、副園長1名(常勤)、主幹保育教諭2名(常勤)、保育教諭25名(常勤8名・非常勤17名)、看護師1名(非常勤)、事務職員1名(常勤)、調理員2名(委託)、栄養教諭1名(非常勤) ただし、保育教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがあります。

(2) 利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号こども				1人	1人	1人	3人
2号こども				10人	10人	10人	30人
3号こども	6人	12人	12人				30人
計	6人	12人	12人	11人	11人	11人	63人

※利用定員は、年度によって変更になる可能性があります。

(3) その他

扱う保育事業の種類	延長保育、乳児等通園支援事業
職員への研修実施状況	保育の質を高めるために正規職員に対して実施。
自己評価の概要	職員による教育内容などの事後評価を各学期末に行います。また、年間評価を年1回実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
人権擁護、虐待防止のための体制	人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整備するとともに、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を取っています。園内で不適切な言動や虐待が疑われる場合は、速やかに園長に報告し、必要に応じて関係機関へ通告等を行います。保護者に対しても虐待防止や子どもに関する啓発を行い、安心して子育てできるよう支援します。
申込が定員を上回る場合の選考方法	2・3号こども：保育の必要性の高い順 1号こども：抽選
嘱託医	小児科医：竹田直也、歯科医：太田由佳、薬剤師：長谷川摂子

5. 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

	2・3号子ども
教育・保育の提供を行う日	月曜日～土曜日 ※土曜日を希望される方は、土曜保育申込書が必要となります。
教育・保育を行う時間	〈主活動〉 8:00～16:00（短時間認定） 7:15～18:15（標準時間認定） 〈延長保育〉 7:15～8:00・16:00～19:15（短時間認定） 18:15～19:15（標準時間認定） ※開所時間内に必ずお迎えをお願いします。
教育・保育の提供を行わない日	日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日 本園が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業 天候や感染症の流行により休園する場合があります。

2・3号子どもについて、教育・保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

教育の提供を行う時間は、10:00～14:00とします。

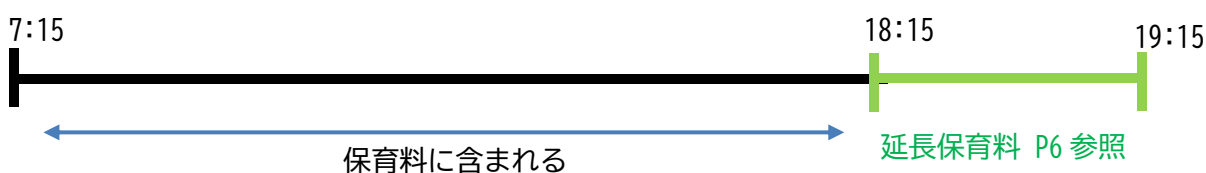
- 実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。
- 入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「慣れ保育」がありますのでご協力をお願い致します。
- 土曜日を希望される方は、前月の第2金曜日までに土曜保育利用申込書（社印ありの証明書）を提出して下さい。

保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1)保育標準時間認定を受けた園児の場合

7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

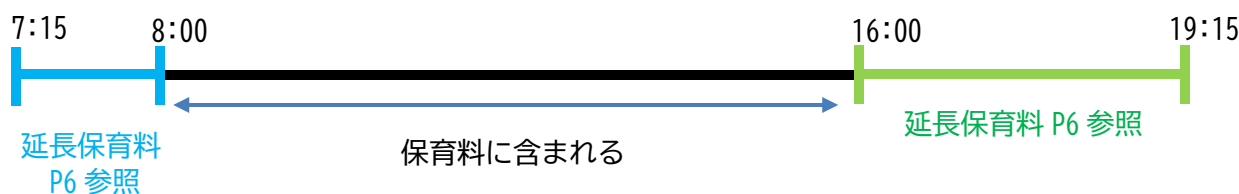
上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時15分～19時15分までの範囲内で延長保育を提供します。（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります。）



(2)保育短時間認定を受けた園児の場合

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分～8時00分、16時～19時15分までの範囲内で、短時間延長保育を提供します。（保育短時間認定を受けた方は、短時間延長保育終了後、保育標準時間認定を受けた延長保育料にて延長保育の提供を受けることができます。）延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります。



	1号子ども
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日
教育・保育を行う時間	〈保育時間〉 8:00～16:00 〈延長保育時間〉 16:00～17:30 17:30～19:15 ※開所時間内に必ずお迎えをお願いします。
教育・保育の提供を行わない日	土・日曜日、国民の祝日等 12月29日～1月3日 園が指定する休日（夏・冬・春休みなど） 天候や感染症の流行により休園する場合があります。

※土・日曜日に行事を行った場合、振替代休日を設けます（年間行事予定表による）。

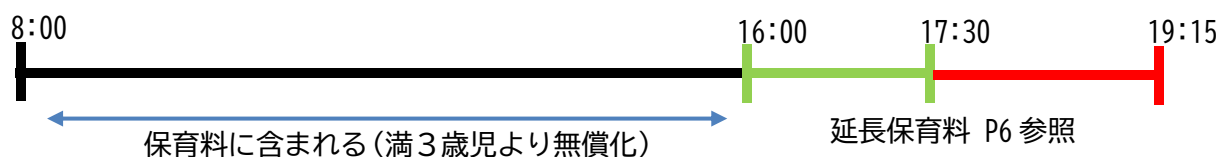
課内カリキュラムは行いません。

1号（新2号認定含む）子どもについて、教育・保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

教育時間は10:00～14:00ですが、保育時間は8:00～16:00です。

- 開所時間7時15分～8時まではご利用できません。ご理解ください
- 入園当初、お子さんが無理なくスムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「慣れ保育」がありますので、ご協力をお願い致します。
- 延長保育にあたっては、別途延長保育料が必要になります）

延長保育時間【16時～17時30分:500円/回 17時30分～19時15分:500円/回】



6. 保護者負担について

(1) 費用等について

	1号こども	2号こども	3号こども
保育料	なし	なし	名古屋市が所得に応じた利用者負担を決定
施設維持費 (入園時のみ)	40,000 円 園庭の芝生・樹木等の整備及び管理に使用		
教育充実費 コドモン使用料及び教育充実費の振替手数料	3,500 円/月 100 円/月 (消費税含む)		3,500 円/月 (2 歳児) 1,000 円/月 (0,1 歳児) 100 円/月 (消費税含む)
保健衛生費	500 円/月 (満 3 歳のみ)	なし	500 円/月
	内訳：お昼寝ベッドシート使用料・給食おやつ時おしぼり代・洗濯代など		
給食費	主食費 3,000 円/月 副食費 4,500 円/月 令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い保育料の一部として徴収していた副食費を実費徴収 ※副食免除対象者は、副食費無償。		なし
行事費	行事の際に別途負担が掛かります。		
その他	・制服、体操服、スモック一式 (夏冬用、カバン等含む) 約 60,000 円～ (1 セット) ・新年度用品 (年度初め) 年少 約 18,000 円～ 年中 約 9,000 円～ 年長 約 5,000 円～ (※学用品明細参照、学年により異なる)		・新年度用品 (年度初め) 0・1 歳児 約 1,300 円～ 2 歳児 約 4,000 円～
返還	きぼうのこどもえんに対し、納付した上記の保護者負担料はいかなる理由があっても返還をいたしません。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではありません。		
利用契約解除	事業者が再三にわたり、徴収に努めても支払いに応じない場合は、名古屋市と協議し、利用契約解除とする場合があります。		

(2) 延長保育料 2・3号子ども

【標準時間延長保育】

種別	費用	延長時間	区分
延長 保育	飲食物費	1 時間	提供した飲食物費の実費相当額と月額 1,000 円を比較して少ない方の額
		その他	提供した飲食物費の実費相当額
	事業の 運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円
		その他	1 時間の額を参考として保育所長が定める額

【短時間延長保育】

種別	費用	延長時間	区分
短時間 延長	事業の 運営費	1 時間 2 時間 3 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200 円

(3) 延長保育料 1号子ども

利用状況	延長保育料 16：00～17：30	延長保育料 17：30～19：15
都度利用 (1 日毎)	500 円	500 円

※新2号の方は、450 円／日（上限 11,300 円／月）無償化の対象となります。

6. 給食について

実施方法	自園調理（昼食、おやつ） ※派遣会社より派遣された栄養士・調理師が園調理室を使用して調理を行います。
給食の方針	本園の給食は、園内調理室で手作りする安全・安心の完全給食です。主食は米飯を主にしています。おかずには、季節感が感じられる旬の食材を使用します。外国の食文化にも触れるため外国メニューも提供します。毎月、月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギーへの対応	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書の提供が必要です。個別に相談の上、診断書または給食委員会の決定に基づき本園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します。 ※アナフィラキシー疾患者に対しての給食提供は行いませんので、お弁当を持参してください。

7. 健康診断について

(1)内科検診

乳児	毎年 2 回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性がある場合は個別に連絡致します。
幼児	毎年 2 回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性がある場合は個別に連絡致します。

(2)身体計測

乳児	毎月 1 回、身体測定を行います。診断結果につきましては、コドモンに記入し通知します。
幼児	年 3 回、身体測定を行います。診断結果につきましては、コドモンに記入し通知します。

(3)その他

- 歯科検診につきましては、全園児年 2 回実施します。
診断結果については、お知らせを配布します。
- 入園前に必ず健康診断を済ませ、入園時に書面を提出して下さい。

8. 提供する保育の内容

(1) デイリープログラム

平日		土曜日	
時間	活動	時間	活動
7 : 1 5	早朝保育	7 : 1 5	早朝保育
8 : 0 0	登園	8 : 0 0	登園
	あそび・排泄		あそび・排泄
	お並び		お並び
9 : 0 0	登園完了	9 : 0 0	登園完了
9 : 3 0	おやつ（0～2歳児）	9 : 3 0	おやつ
1 0 : 0 0	あそび	1 0 : 0 0	あそび
	本日のカリキュラム		
1 1 : 0 0	昼食	1 1 : 0 0	昼食
1 2 : 0 0		1 2 : 0 0	
	午睡（0～2歳児）		午睡
1 4 : 3 0	目覚め・おやつ	1 4 : 3 0	目覚め・おやつ
1 5 : 0 0	あそび	1 5 : 0 0	あそび
1 5 : 3 0	降園	1 5 : 3 0	降園
1 6 : 0 0	延長保育	1 6 : 0 0	延長保育
～1 9 : 1 5		～1 9 : 1 5	

(2) 年間予定表

月	行事内容
4 月	入園式、始業式
5 月	遠足
6 月	歯科検診、健康診断、個人懇談
7 月	プール開き、七夕参観
8 月	夏祭り、お泊り保育（年長のみ）
9 月	運動会
10 月	遠足
11 月	歯科検診、健康診断、お遊戯会
12 月	クリスマス会、お餅つきごっこ
1 月	観劇会（幼児組）、なわとび大会
2 月	保育参観
3 月	ひな祭り会、お別れ遠足、卒園式

※年度によって変更することがあります。詳細は、新年度に用紙にてお渡しします。

※お誕生日会・身体測定・避難訓練を毎月実施します。

9. 緊急時の対応等

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方が予め指定した連絡先へ速やかに連絡します。

緊急連絡先は、入園の際に提出する「健康管理票」で届け出ます。

10. 虐待防止

お子さまの人権の擁護および虐待の防止を図るため、虐待防止研修を年 1 回実施しています。

11. 防犯、事故防止のための措置

防犯訓練を実施します。事故防止マニュアルによる措置をとっています。

12. 非常災害時の対応

非常事態の対応	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応します。
防火管理者	足立 美香
防災設備	自動火災警報機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有 その他 防火カーテン、建具等の防火処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。
非常災害用備蓄	備蓄水・非常食 3 食分

14. 非常災害対策

・ 暴風警報発令時 ・ 高齢者等避難発令時 （警戒レベル 3） ・ 避難指示発令時 （警戒レベル 4） ・ 特別警報発令時 ・ 大雪警報発令時	・ 当日の午前 6 時現在発令されており、継続が予想される場合は、危険ですから当園を見合わせて下さい。 ・ 登園後に発令された場合は状況に応じて、できるだけ早く迎えに来て下さい。 ・ 発令され、地域的に危険があると予測される場合は、登園を見合わせて下さい。 ・ 保育時間中に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上、保育を行う。なお、警報解除後の保育の再開については、こどもえん内の安全確認に要する時間を考慮して、2 時間以内を目安に保護者へお知らせし、保育を行う。
南海トラフ地震臨時情報	・ <u>情報の内容により、休園となる場合があります。</u>

15. 保育内容に関する相談・苦情

利用相談窓口	・ 窓口相談者 日下部 陽子 ・ 苦情解決責任者 竹腰 正見 ・ 利用時間 9：00～17：00 ・ 第三者委員 弁護士 吉川 徹 マイルストーン法律事務所 Tel052-961-5678
--------	---

16. 園児に対する保険

保険種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付
保険の内容	国、学校（含認定こども園）の設置者、保護者の第三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。 受診時は保護者の医療保険証を使い、立て替え払いをすることになります。
利用者負担額	なし

17. 利用にあたってのその他の留意事項

禁止事項・制限事項	・ 内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません。（ただし、抗けいれん剤については、診断書、園医の判断を仰ぎ対応します。） ・ 他の利用者に対する宗教活動や営利活動等他に迷惑となる行為はやめて下さい。 ・ 園児や職員のプライバシー保護のため、園内での写真・動画の撮影は禁止とさせていただきます。 ※但し、園が認めた行事に限り撮影を許可いたします。 ・ 撮影した写真・動画をSNS（X・Instagram・YouTube）等インターネット上に投稿するのはご遠慮願います。
-----------	--